# ご案内!!

*本社等の重要拠点を移転・拡充させたい事業者の皆様へ*

Mother Lake 滋賀県 Shiga Prefecture

# 滋賀県本社機能移転促進プロジェクトに基づく支援措置

本県への新たな人の流れを生み出し、雇用の機会を創出するため、本社機能の移転や事務所・研究開発施設等の拡充を促進します。

## ■制度の内容

事務所・研究所・研修所（特定業務施設）の新増設が対象です。
上記特定業務施設の新設に併せて整備される児童福祉施設（特定業務児童福祉施設）等も対象。

### ○税制優遇制度の概要

1　国税(法人税)　建物等の取得価額に対し、特別償却または税額控除が適用可(オフィス減税)

| 対象資産<br>※ 取得価額4,500万円以上（中小企業者1,000万円以上）が対象 | | 移転型<br>（東京23区からの移転） | | 拡充型（他地域からの移転または県内企業の拡充） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 特別償却 | 税額控除 | 特別償却 | 税額控除 |
| 新築／増築 | 建物、附属設備、構築物 | 25% | 7% | 15% | 4% |
| | （上乗せ要件＊を満たす場合） | | 8% | 20% | 5% |
| 中古物件の購入／改修 | 建物、附属設備、構築物 | 15% | 4% | 10% | 2% |

＊大企業：10億円以上の設備投資、本社機能に従事する従業員60人以上の増加／中小企業：20人以上増加

（注）オフィス減税は、適用年度とその前2年間に会社都合の離職者がいる場合は利用できません。

2　地方税(県税)　事業税および不動産取得税に対し、課税免除や不均一課税が適用される。

| 移転型 | | 拡充型 |
|---|---|---|
| 事業税 | 不動産取得税（新築／増築／中古物件） | |
| ・初年度（1/2）<br>・2年目　（3/4）<br>・3年目　（7/8） | ・課税免除 | ・本来税率の1/10 |

（注）特定業務施設の用に供する減価償却資産で、取得価額が3,800万円（中小企業者は1,900万円）以上が対象

事業者は、整備開始前（建物の新増築は着工前、中古物件の取得は購入前等）かつ、令和10年3月31日までに、整備計画を作成し、県の認定を受ける必要があります。なお、認定日の翌日以後３年を経過するまでに建物等を取得し、事業の用に供する必要があります。

### ○整備計画の認定等を受けるための主な条件

① 本社機能(事務所・研究所・研修所)の整備(新増設)であること。
② 特定業務施設において、本社機能に従事する従業員数が５人（中小企業者＊１人）以上増加すること。（移転型は別途「従業員要件」があるため、詳しくはお問い合わせください。）
　＊「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法に定義する中小企業者をいいます。
③ 地方活力向上地域内で実施されること。
④ ホームページ等で、「男女間賃金差異」について公表していること。（対象事業者のみ）

### ○お問い合わせ先

滋賀県商工労働部 産業立地課 TEL:077-528-3792 E-mail:fa01@pref.shiga.lg.jp
県ＨＰ　https://www.pref.shiga.lg.jp/fa01/33890.html

# 滋賀県本社機能移転促進プロジェクト

## 対象地域：滋賀県地方活力向上地域内

Mother Lake 滋賀県 Shiga Prefecture

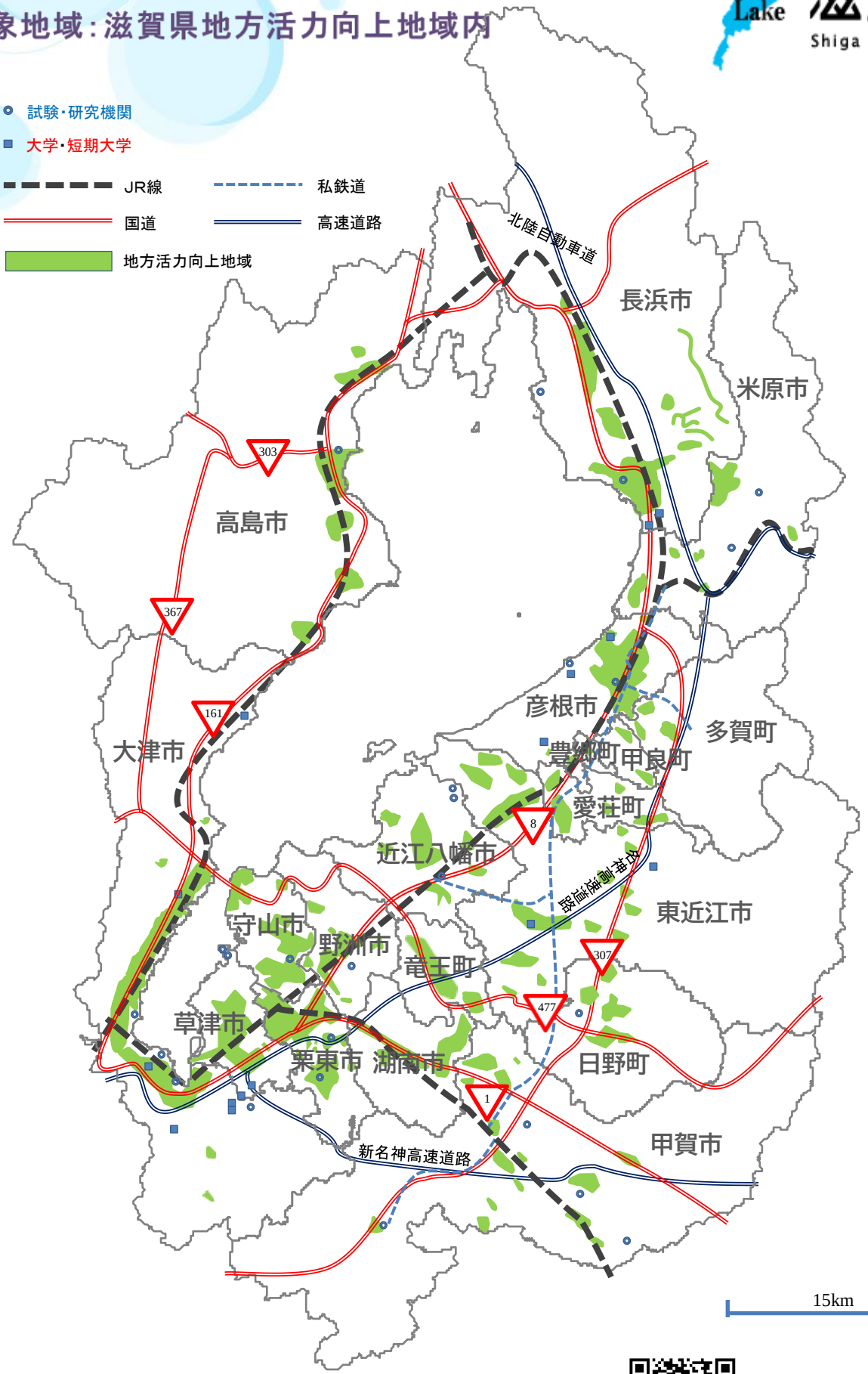


○地方活力向上地域の詳細は県HPに掲載しています。

https://www.pref.shiga.lg.jp/fa01/33892.html

TEL：077-528-3792　E-mail：fa01@pref.shiga.lg.jp

令和８年４月改訂